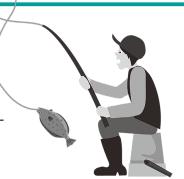


# 第57回 市區俗管沈会

□市内在住・在勤・在学の方※詳しくは実施要項をご覧ください。市HP□検索サッカー=1013863・釣り=1013861からもご覧いただけます□大会に関して=スポーツ振興課



競技・種別	開催日・定員・参加費	場所	申込方法	問い合わせ先
サッカー競技 ①一般の部 (16歳以上) ②壮年の部 (35歳以上)	8月26日(土)〜11月25日(土)予定 ¥1チーム5,000円	①三中 ②五中	①7月21日(金)②23日(日)までに申し込み用紙を図kokubunji-taikyo@chive.ocn.ne.jp・郵送(必着)または直接体育協会ポスト(*)へ配布場所市民スポーツセンター	市サッカー協会 和田 <b>☎</b> (080)3692-6694
釣り (シロギス釣り)	8月27日(日)6:00※小雨決行 JR国分寺駅改札口内集合 〒15人※先着。小学生以下は保護者同伴 ¥男性=8,000円、女性=6,000円、 中学生以下=4,000円※交通費は実費	船宿・吉野 (東京湾 中の瀬〜 木更津沖)	8月5日(土)までに専用はがきに切手を 貼付し郵送(必着)で 配布場所各スポーツセンター・公民館・ 地域センター	市釣連盟事務局 引地☎(090)9014-4559 ⊠shinsuke1951@gmail.com

(\*) 〒187-0022小平市上水本町6-22-1市民スポーツセンター

→スポーツ振興課(内279)

#### 北朝鮮の弾道ミサイル発射に対し抗議

非核平和都市を宣言している本市は、6月15日に弾道ミサイル発射を 行ったとする朝鮮民主主義人民共和国に対し、抗議しました。

→人権平和課☎(042)573-4378

## 地域市民プールを



開催



地域市民プールとして市立小学校のプールを下表のとおり無料で 一般開放します。市内在住・在勤・在学の方は、どの学校のプール でも利用できます。

- **樹**共通プールカード(\*)(小学生のみ)・水着・水泳帽など
- (\*)市立小学校で配布。私立小学校などに通っている児童は、7月 15日(土)から市民スポーツセンター・市民室内プール・市民ひか りスポーツセンターで配布
- 23歳未満の幼児は入場不可。3歳以上の幼児は1人につき水着を 着用した保護者1人同伴/自動車・自転車での来場不可/改修 工事を行っている学校があるため、気をつけてご入場ください

日程 ⑤午前=9:00~12:00・音後=13:00~16:00(受付=終了30分前まで)

	13 5100 12100 12100 10100 (2)1 14		
学校名	日程		
1小	7月21日(金)~24日(月)	午前	
	7月25日(火)~27日(木)	午後	
2小	7月21日(金)~24日(月)	午前	
	7月25日(火)~27日(木)	午後	
3小	改修工事のため実施なし		
4小	7月21日(金)~24日(月)	午後	
	7月25日(火)~27日(木)	午前	
5小	7月21日(金)~24日(月)	午後	
24/	7月25日(火)~27日(木)	午前	
6小	7月28日(金)~31日(月)	午前	
	8月1日(火)~3日(木)	午後	
7小	7月28日(金)~31日(月)	午前	
/ ///	8月1日(火)~3日(木)	午後	
8小	7月28日(金)~31日(月)	午後	
	8月1日(火)~3日(木)	午前	
9小	8月4日(金)~7日(月)	午前	
	8月8日(火)~10日(木)	午後	
10小	8月4日(金)~7日(月)	午前	
וניטו	8月8日(火)~10日(木)	午後	

→スポーツ振興課(内278)

### 行政相談委員が決まりました

行政相談委員は、市長の推薦を受け、総務大臣が委嘱します。国などの仕事に対する苦情や意見、要望を受け付け、相談する人の立場に立ち、問題解決の促進を図るとともに皆さんの声を行政の制度や運営の改善に生かしています。

4月から本市担当の行政相談委員が委嘱されました(任期2年)。毎月第1水曜日(毎月1日号参照)に市の相談室で「行政苦情相談」を行っています。相談は無料で、秘密は厳守されます。



石井美佐子さん (本多在住)



峯岸桂一さん (本町在住)



宮﨑邦子さん (西町在住)

→政策法務課(内559)

### 公益通報者保護制度をご存じですか

公益通報とは、いわゆる「内部告発」のことであり、自分が働く 会社などで法令違反行為が行われた、または行われようとしている ことを、事実に基づいて通報することです。労働者などが公益のた めの通報を行ったことを理由に解雇等の不利益な取り扱いを受ける ことのないよう、公益通報者保護法で保護制度が整備されています。 通報先には、事業者内部に設置された窓口や法令違反行為に対し て処分を行う行政機関などがあります。行政機関への公益通報のう ち、市が勧告や命令などを行う権限を持つ場合は、政策法務課で受 け付けます。また、通報先が分からないなどの相談も受け付けます。 調査の際には、通報者が特定されないよう十分配慮します。

#### ■市への通報方法

電話・™(042)325-1380・⊠houmu@city.kokubunji.tokyo.jp・郵送または直接(面談など)で〒185-8501政策法務課(市役所第3庁舎)へ

#### ■市以外の問い合わせ先

○公益通報者保護制度相談ダイヤル☎(03)3507-9262[月~金曜日(祝日、 年末年始を除く)9:30~12:30・13:30~17:30]

→政策法務課(内559)